

# 不良債権処理雇用支援プロジェクトの実施について

不良債権処理の影響により離職者の発生や出向などの雇用調整を行う事業主の方々は、「雇用調整方針」を作成し、都道府県労働局に届け出て下さい。これをもとに、離職者の方々に対する早期再就職のための様々な支援を行うこととしています。

## ◇プロジェクトの流れ◇

### 1. 不良債権処理の影響により雇用調整が必要となった！

【具体的な不良債権処理の例】

- ①破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生等の法的整理の対象となった
- ②主要行から（株）整理回収機構（RCC）に債権譲渡された
- ③経営合理化を前提として主要行から債権放棄を受けた
- ④債務超過の状況で、主要行から貸出条件を厳しくされた又は運転資金等の融資を断られた
- ⑤3か月以上借入金の返済を遅滞し、主要行から担保権行使等を迫られた
- ⑥取引割合が全体の5分の1以上の取引先が①～⑤により雇用調整方針の届出を行った など

（注）主要行からの融資割合が20%未満のときは対象になりません（ただし、主要行がメインバンクである場合は除きます。）。

主要行とは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、東京三菱銀行、三菱信託銀行、UFJ銀行、UFJ信託銀行、三井住友銀行、あさひ銀行、大和銀行、中央三井信託銀行及び住友信託銀行を指します。

### 2. 雇用調整方針の作成！

以下の内容を盛り込んだ「雇用調整方針」を作成して下さい。

- (1) 雇用調整の対象労働者：次の①～③ごとに労働者数を記入してください。
  - ①離職を余儀なくされる者  
解雇等により離職を余儀なくされる労働者が該当します
  - ②出向対象者  
在籍出向及び移籍出向により一時的に出向する労働者が該当します
  - ③休業等対象者  
多角化していた事業の特定分野への集中又は新分野進出までの間に休業、教育訓練の対象となる労働者が該当します
- (2) 関連企業への影響  
関連企業も別途雇用調整方針を作成することにより支援を受けることができますので、関連企業への影響についても記入して下さい。
- (3) 労働組合等の同意  
労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合の、無い場合には労働者の過半数を代表する者の同意を得ることが必要です。

### 3. 雇用調整方針の届出、対象者本人への雇用調整方針対象者証明書の交付！

作成した雇用調整方針は、必要な添付資料（2、3ページ参照）とともに、都道府県労働局の職業安定部に届け出て下さい。これをもとに、都道府県労働局が発行する「雇用調整方針対象者証明書」の交付を受ける労働者には、再就職支援措置などが用意されています。

### 4. 不良債権処理雇用支援プロジェクトの開始！

詳しい支援内容は、4ページをご覧ください。

◇雇用調整方針の記載例◇

様式第1号

不良債権処理雇用対策

雇用調整方針(一般型)

金融機関との取引関係により、従業員の雇用調整を行いますので、下記により雇用調整方針を届け出ます。  
平成 15年 1月 29日

住所 東京都千代田区大手町1-21-4  
事業主 株式会社 霞が関商事  
氏名 代表取締役社長 霞が関 太郎

東京 労働局長 殿

記

事業主が個人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の  
名称及び代表者の氏名を記入すること。  
氏名については、署名押印又は印章による署名で記入すること。

①雇用調整方針を成す事業所の現状	名称	株式会社 霞が関商事		雇用保険適用事業所番号				
				1	3	0	1	
	所在地	(〒100-0001) 東京都千代田区大手町1-21-4			電話 ( 03 ) 3 5 9 2 - 1 2 3 4			
	事業の種類	雑貨輸入販売		常時雇用する労働者数		120人		
雇用調整方針担当者		氏名	佐藤 一	役職	人事部長			
②主要行(主要行：裏面参照)との取引関係	取引主要行名	〇〇、銀行		融資割合等	20%以上(35%)・メインバンク			
	⑦破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生等の法的整理の対象となっている事業主 ④開整理回収機構(RCC)への債権譲渡の対象となっている事業主 ⑤経営合理化計画の作成を前提として、主要行から債権放棄等を受けた事業主 ⑥債務超過の状況にあって、主要行からの金利引上げ、新規融資(事業拡張のための融資を除く。)の停止、他の金融機関等への債権譲渡、約定期間前の繰上返済の対象となっている事業主 ⑧債務超過の状況にあって、主要行からの融資について3か月以上の元本又は利息の支払延滞中であって、担保権の実行、保証人の保証債務履行等を含めた返済の督促を受けている事業主							
③関連企業への影響等	7.の場合は以下を記入してください			④~⑧の場合は以下を記入してください				
	負債総額(見込み)	50 億円≧30億円		今後6か月の売上高見込み(a)	円			
	取引事業者	52 社≧50社		対前年同期の売上高(b)	円			
	(具体的な事業者リストを提出してください)			売上減少割合((b-a)/b)	%≧10%			
④雇用調整の対象労働者	区 分 (労働者区分)		対 象 者 数		実 施 日			
	⑦. 離職を余儀なくされる者		40人		平成 15年 2月 10日			
	④. 出向対象者		40人		平成 15年 2月 10日			
	⑧. 休業等対象者		40人		平成 15年 2月 10日			
⑤雇用調整方針の内容について、労働者の過半数で組織する労働組合(ない場合には労働者の過半数を代表する者)の同意	本雇用調整方針に同意します。			都道府県労働局受理印				
	霞が関商事労働組合 労働者代表者氏名 山田 正 (署名又は記名押印)			受理年月日：平成 年 月 日				
(備考)				受理番号：				

※ 項目によって補綴資料の提出が必要となります。詳しくは裏面を御覧ください。(裏面参照)

※ ⑦、⑧については、当該方針の別紙として、「雇用調整方針離職対象者 離別票」を添付してください。



## ◇プロジェクトの内容◇

事業主が雇用調整方針を都道府県労働局に届け出たときは、事業主や労働者に対し、その区分（①離職を余儀なくされる者、②出向対象者、③事業集中又は新分野進出までの休業等対象者）に応じて、様々な支援を行います。

### 1. 不良債権処理就業支援特別奨励金（新設）

離職

雇用調整方針を届け出た事業所からの離職者を雇い入れた事業主に1人当たり60万円を支給するなど、直接又はトライアル雇用を通じた就職、起業を支援します。

### 2. 各種労働移動支援に関する助成金の特例措置

離職

雇用調整方針を届け出た事業所からの離職者については、離職の日から6か月以内の再就職であれば、助成措置を適用します。

<特例が設けられる助成金：労働移動支援助成金、在職者求職活動支援助成金、建設業労働移動支援助成金>

### 3. 雇用調整助成金の特例措置

出向

休業等

雇用調整方針を届け出た事業所については、雇用指標の最近6か月間の月平均値が前年同期に比べ増加していなければ、助成措置を適用します。

### 4. 不良債権処理対応プロジェクトチーム

出向

（財）産業雇用安定センター本部の「不良債権処理対応プロジェクトチーム」による出向相談、出向あっせんなどの支援が受けられます。

### 5. 雇用創出特別支援エキスパート登録制度

休業等

新分野進出に当たっての専門的な相談に対応できる弁護士、中小企業診断士、技術士などに関する情報をインターネットにより提供します。

### 6. 在職中からのキャリアコンサルティング・無料職業訓練等

離職

雇用調整方針を届け出た事業所からの離職予定者に対しては、在職中からのキャリアコンサルティング、無料の職業訓練等を実施します。

## ◇お問い合わせ◇

お問い合わせ先	お問い合わせ内容
都道府県労働局	雇用調整方針、不良債権処理就業支援特別奨励金
ハローワーク	不良債権処理就業支援特別奨励金（トライアル雇用関係）、労働移動支援助成金、雇用調整助成金、キャリアコンサルティング、職業訓練等
都道府県高年齢者雇用開発協会	不良債権処理就業支援特別奨励金、在職者求職活動支援助成金
（財）産業雇用安定センター	不良債権処理対応プロジェクトチーム
雇用・能力開発機構	建設業労働移動支援助成金、雇用創出特別支援エキスパート登録制度、キャリアコンサルティング、職業訓練等

厚生労働省／都道府県労働局／ハローワーク／（財）高年齢者雇用開発協会  
／（財）産業雇用安定センター／雇用・能力開発機構

